新生児聴覚検査助成事業　償還払いについての説明

飯塚市の産科委託医療機関以外で新生児聴覚検査を

受検する場合は費用の払戻しが受けられます

令和7年4月1日より新生児聴覚検査費用の助成を始めます。

飯塚市近郊の契約医療機関（飯塚病院,有松産婦人科ユースクリニック,田中クリニック,すどうクリニック）以外で、検査を受けた場合（全額自己負担）は、飯塚市へ申請をすることで検査費用の助成を受けることができます。

1. 対象となる方

次の①～③を満たす方

* 1. 令和7年4月1日以降に出生した新生児聴覚検査を受けた新生児の保護者
	2. 検査実施日に飯塚市に住民票がある新生児または新生児の保護者
	3. 聴覚検査に関して、他市町村の助成を受けていない方
1. 対象となる検査

自動ABR検査(自動聴性脳幹反応検査）

OAE検査(耳音響放射検査)

1. 助成内容

生後28日を経過しない赤ちゃんに対し、出生後初めて実施する上記の聴覚検査を1回に限り、助成します。

|  |  |
| --- | --- |
| 自動ABR検査 | 上限5,000円 |
| OAE検査 | 上限3,000円 |

1. 申請期限

新生児聴覚検査を受けた日から4か月以内に申請手続きをお願いします。

1. 申請時に必要なもの
	1. 親子(母子)健康手帳
	2. 領収書(原本)及び明細書
	3. 通帳(振込先確認のため)
	4. 本人確認書類(委任する場合は受任者の本人確認書類の写し)

※5の①については受診医療機関に検査結果を記録してもらったものをご持参ください。

【問い【問い合わせ先（担当課）】

　　　　飯塚市　こども家庭課　母子保健係

〒820-8501　飯塚市新立岩５番5号

TEL：0948-43-3305　　FAX：0948-21-9508